



宍粟市多胎妊婦健康診査費助成事業のお知らせ

宍粟市では、多胎児を妊娠した方がより健やかな妊娠期を過ごし、安定した妊娠・出産ができるよう、通常の14回を超えて妊婦健康診査を受診する場合に、その費用の一部を助成します。

対象者

次の要件を全て満たす方が対象です。

- ・ 多胎児を妊娠して令和7年4月1日以降に母子健康手帳の交付を受けた人。
- ・ 妊婦健康診査の受診日において、宍粟市に住所を有している人。

対象健診

14回を超えて多胎妊婦に行われた妊婦健診で医療保険各法による療養及び医療の給付が行われないもの。

助成内容

妊婦健康診査 1 回あたり10,000円を上限に、1 人あたり5 回を限度に助成します。（最大50,000円）

助成方法

助成券（10,000円券 5 枚）を発行し、助成券方式または償還払方式により助成します。

【助成券方式】

助成券を受診する兵庫県内の医療機関(ただし、一部使用できない医療機関があります)に提出することで、妊婦健康診査費の一部を公費負担します。

【償還払方式】

助成券を使用できない兵庫県内の医療機関・里帰り出産等で兵庫県外の医療機関を受診する場合や、助成券を使用しなかった場合は、一旦、受診医療機関へ受診費用をお支払いください。

産後、未使用の助成券とともに市窓口で償還払を申請することで、受診費用の一部を助成します。

※申請期限は、出産日から起算して1年以内です。

助成券の申請方法

妊娠届出時（母子手帳交付時）に申請方法をご案内します。

後に多胎であることが判明した場合も、母子手帳の追加交付の際にご案内します。



償還払の申請方法

以下の書類を申請窓口へ提出ください。

- ・ 多胎妊婦健康診査費助成金交付申請書（償還払申請書）
- ・ 医療機関又は助産院の発行した領収書（原本）
- ・ 診療明細書等の受診内容のわかるもの
- ・ 母子手帳
- ・ 振込口座のわかるもの（通帳・キャッシュカード）

※妊婦自身の口座名義ではない口座（夫）を振込先に指定する場合、印鑑が必要です



申請窓口・お問い合わせ先

宍粟市保健福祉課 電話：0790-62-1000 （市役所北庁舎 3 階）

一宮保健福祉課 電話：0790-72-2100 （いちのびあ 1 階）

波賀保健福祉課 電話：0790-75-8800 （はがてらす 2 階）

千種保健福祉課 電話：0790-76-8600 （エーガイヤ 1 階）